

公共施設や皆さんの生活に直結するさまざまな制度、イベントなどを紹介するコーナーです。まだ形になっていない現在進行形の計画なども、なるべくご紹介していきます。

災害 突風で被害を受けた町民の皆様へ 町から見舞金をお支払いします

町では、6月21日に町内北部地区を中心に発生した突風で、建物などに被害を受けた町民の皆様へ、見舞金をお支払いします。
●対象 次のすべての条件に当てはまる人
①平成23年6月21日に発生した突風が原因の災害であること
②家屋、または塀が壊れたものであること(家具などは対象外です)
③復旧に要した経費が、合計で10万円以上であること
④邑楽町に住所があり、町内に所有する住宅、その他の建物であること
●見舞金額 1世帯2万円
●用意するもの 届出書、修理費の領収書(コピー)、通帳(コピー)、印鑑
※届出書は、役場総務課にあります。
●提出方法 届出書に必要な事項を書いて、直接または郵送で提出する(メール、ファクスは不可)
※直接提出する場合は、領収書・通帳をご持参いただければ、こちらでコピーいたします。
●提出・問合せ 役場総務課(〒370-0692 邑楽町大字中野2570-1)
☎47-5002

福祉 該当するかは、忘れずに申請を 特定疾患等患者見舞金支給制度

町では、特定疾患医療給付を受けている人などに、見舞金を支給します。
●内容 特定の疾患などの患者に見舞金を支給する
●対象 次のいずれかに該当する人
①特定疾患医療の給付を受けている
②小児慢性疾患医療の給付を受けている
③慢性じん炎(じん機能不全)で人工透析療法を受けている
④進行性筋ジストロフィーなどの難病患者として治療を受けている
●支給額 月3,000円
●申請方法 所定の申請用紙に必要な事項を書いて申請する
※申請書は、役場福祉課にあります。
●申請・問合せ 役場福祉課 ☎47-5024

福祉 通院して人工透析療法などを受けている人へ 通院のための交通費を支給します

町では、じん臓機能障害などで通院に要した交通費を支給します。
●内容 人工透析療法などの医療を受けたため、医療機関への通院に支出した交通費の一部を補助する
●対象 前年度分町民税額が非課税で、次のどちらかに当てはまる人
①じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法を受けている
②小腸機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して中心静脈栄養法などを受けている
●支給額 通院距離により月2,600円〜5,200円
●申請方法 所定の申請用紙に必要な事項を書いて申請する
※申請書は、役場福祉課にあります。
●申請・問合せ 役場福祉課 ☎47-5024

健康 予防接種が済んでいない人はお早めに 麻しん風しん混合予防接種

麻しん(はしか)は、小児期に感染することが多かったのですが、最近では10代、20代の感染も多々みられます。麻しん風しんワクチンを一度接種しても、一定期間を過ぎると免疫力が低下し、麻しん風しんにかかる可能性があります。まだ、接種が済んでいない人は早めに受けてください。
●対象
麻しん風しん混合1期 生後12か月〜24か月未満
麻しん風しん混合2期 来年少学入学の幼児(平成17年4月2日〜平成18年4月1日生まれ)
麻しん風しん混合3期 中学1年生に相当する年齢(平成10年4月2日〜平成11年4月1日生まれ)
麻しん風しん混合4期 高校3年生に相当する年齢(平成5年4月2日〜平成6年4月1日生まれ)
●接種期間(2・3・4期の人) 平成24年3月31日まで
●実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会の個別接種承諾医療機関
●接種費用 無料
●問合せ先 保健センター ☎88-5533

防災 いざという時の大切な訓練です 邑楽町防災訓練を開催します

町では、防災関係機関の連携協力のもと、防災訓練を行います。
●期日 9月4日(日)
●時間 午前7時30分〜11時
●会場 邑楽町青少年広場(町民体育館南)
●問合せ先 役場総務課 ☎47-5002



県防災航空隊防災ヘリ「はるな」による高層建物救出救助訓練も行われる予定です

選挙 農業者の代表として、農地の有効利用を図ります 新しい農業委員が決定しました

農業委員会は、農業者の選挙で選ばれた委員と、議会や農協から推薦された委員によって構成されます。今回の選挙は無投票で17人、推薦で4人が選ばれました。
任期は平成23年7月20日から3年間です。農業委員は次のとおりです。敬称は略します。
●問合せ先 町農業委員会 ☎47-5028

Table with 3 columns: 名前, 居住地区名, 電話番号. Lists members of the Agriculture Committee.

放射線 暫定基準値を大幅に下回りました 放射線量の測定結果をお知らせします

町では、7月6日(金)に放射線量を測定した結果、文部科学省が示した暫定基準値(毎時3・8マイクロシーベルト)を、大きく下回っていました。学校の教室など、平常どおり利用しても差し支えない水準となっております。測定結果については、左表のとおりです。
トル、1・0メートルの地点で測定
●問合せ先 役場生活環境課 ☎47-5018

Table with 4 columns: 測定場所, 測定時間, 測定値 (マイクロシーベルト/時間), 地表. Shows radiation measurement results at various locations.